

(3) 漁業権は、特定の漁業を一定の期間営む権利である。

漁業権は一切の種類の水産動植物を一切の手段及び方法により無期限に採捕又は養殖しうる権利ではない。採捕又は養殖の目的物たる水産動植物の範囲、採捕又は養殖の手段又は方法などの態様において制限があり、その内容たる漁業は漁具、漁法、漁獲物の種類、漁業時期により一定範囲のものに特定され、又漁業権の存続期間も法定されている（法第11条第1項及び法第21条参照。注7～9）。

(4) 漁業権は漁業を排他的に営む権利である。

漁業権は、漁業を排他的に営むことのできる権利であるので、漁場区域内において漁業権に基づかず同種の漁業が営まれれば、当該漁業を排除することができる（法第23条第1項参照）。

(5) 漁業権は行政庁により設定される権利である。

漁業権は、すべて行政庁の免許たる行政行為によって設定される権利である（法第10条）。このため、行政庁の免許以外の原因（例えば取得時効）により漁業権を原始取得することはできない（注10）。

## 2 漁業権の法律上の性質

漁業権の一般的意義については、前記1のとおりであるが、漁業権の法律上の性質として、その主要な点を説明する。

(1) 漁業権は財産権である。

漁業権は、漁業を営むことを権利の内容とし、権利の目的たる利益は経済的利益にある。したがって、漁業権は財産権である。

(2) 漁業権は物権とみなされ、土地に関する規定が準用される（法第23条第1項）。

物権とは、物を直接に支配し、使用収益しうる権利であり、これを漁業権に当てはめれば、漁業権は一定の漁場において直接に漁業を営む権利である。しかしながら、漁業権の場合は、民法上の物権と異なり、有体物を直接支配し、使用収益しうる権利そのものとはいえないので、これを物権

とみなさず、これを物権とみなすこととしている。

漁業権が物権とみなされることにより、物権一般に認められる法的効果が発生し、妨害排除請求権及び妨害予防請求権（物権的請求権）が認められる。

また、水面の利用は物の中でも土地の利用とその形態が近いので、物権についての規定のうち土地に関する規定を準用することとしたものである。準用される規定の主なもの、①登記（漁業権では登録）を對抗要件とすること、②先取特権、抵当権の規定が適用されること、③民事訴訟法、非訟事件手続法等において、不動産物権と同様の扱いを受けること、等である。

## 3 漁業権の制約

漁業法の目的である水面を総合的に利用し、もって漁業生産力の民主的発展を図る観点から、漁業権にはさまざまな制約がある。

(1) 期間の定め

漁業権は、5年又は10年あるいは必要に応じて更に短い存続期間が定められており、永続的な権利ではない（法第21条）。

(2) 財産権処分の自由の制約

漁業権は財産権であるが、上記の漁業権の目的から、漁業権の移転、貸付け、担保の設定について、禁止又は制限が設けられている（法第23条～第29条）。

(3) 漁業権の変更等

公益上必要があるときは、漁業権は変更又は取り消されうる（法第39条）。

## 4 漁業権侵害に対する救済手段

漁業権に対する侵害行為に対しては、次の手段により権利の救済を図ることが可能となっている。

(1) 妨害排除請求権又は妨害予防請求権の行使（物権的請求権。法第23条第1項）